

2013年4月4日  
日本銀行

## 量的・質的金融緩和の導入に伴う関連基本要領の制定および 廃止等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、量的・質的金融緩和の導入に伴い、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

### 記

1. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」を別紙3のとおり制定すること。
4. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」を別紙4のとおり制定すること。
5. 「国債売買基本要領」（平成11年3月25日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。
6. 「国債売買における売買対象先選定基本要領」（平成11年3月25日決定）を別紙6のとおり一部改正すること。
7. 「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙7のとおり一部改正すること。

8. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却対象先選定基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙8のとおり一部改正すること。
9. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）、「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）および「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成22年10月28日決定）を本日限りで、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日決定）を3. に掲げる基本要領の実施日限りで、廃止すること。

廃止する基本要領に基づき、現に、または3. に掲げる基本要領の実施日において保有する資産および未決済の取引については、「国債売買基本要領」、「国庫短期証券売買基本要領」（平成11年10月27日決定）、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」、「共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成18年4月11日決定）または「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」に基づくものとして取扱うこと。

10. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入における買入対象先選定基本要領」（平成22年10月28日決定）、「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」（平成22年10月28日決定）および「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成22年10月28日決定）を本日限りで、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（平成22年11月5日決定）を4. に掲げる基本要領の実施日限りで、廃止

すること。

廃止する基本要領に基づき、現に、または4.に掲げる基本要領の実施日において買入対象先等となっている先については、「国債売買における売買対象先選定基本要領」、「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先選定基本要領」、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成18年4月11日決定）または「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」に基づく売買対象先等として取扱うこと。

- 1 1. 3. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙9および別紙10のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)  
福 田 (03-3277-3768)

## コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、コマーシャル・ペーパーおよび社債等の買入れを行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 買入店

本店（業務局）とする。

### 3. 買入対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

### 4. 買入対象

CP等（コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。）、短期社債、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー、短期不動産投資法人債、保証付短期外債、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券をいう。以下同じ。）および社債等（社債および不動産投資法人債をいう。以下同

じ。)であって以下の要件を満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) 通則

イ、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)に定める適格担保基準を満たすものであること。ただし、格付および残存期間に関し、(2)ないし(7)に定めのある事項については、当該規定の要件を満たすものであること。

ロ、6.に定める入札を実施する日以前に発行されたものであること。

(2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しないコマーシャル・ペーパーまたは短期社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(3) 資産担保コマーシャル・ペーパーおよび資産担保短期債券

適格格付機関からa-1格相当の格付を取得していること。資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券について(1)イ、の基準の充足性を判定する際は、「適格担保取扱基本要領」5.の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。

(4) 保証付短期外債

保証企業が適格格付機関からa-2格相当以上の格付を取得していること。

(5) 不動産投資法人コマーシャル・ペーパーおよび短期不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たしていること。

イ、適格格付機関から a - 1 格相当の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人コマーシャル・ペーパーまたは短期不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業が、適格格付機関から a - 2 格相当以上の格付を取得していること。

#### (6) 社債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上3年以下であること。

イ、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない社債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

#### (7) 不動産投資法人債

格付について、次のイ、またはロ、を満たし、かつ、残存期間が1年以上3年以下であること。

イ、適格格付機関から A A 格相当以上の格付を取得していること。

ロ、イ、に該当しない不動産投資法人債であって、その額面金額または元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が、適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得していること。

### 5. 一発行体当りの買入残高の上限

一発行体当りの買入残高の上限は、C P 等については1, 0 0 0 億円、社債等については1, 0 0 0 億円とする。ただし、C P 等、社債等のそれぞれについて、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高の2割5分を超えているものについては、買入対象から除外する。

## 6. 買入方式

買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。

## 7. 買入価格

買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、6. に定める方式により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。

## 8. 買入日および買入金額等

買入日、買入金額、買入先その他買入れを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して買入れのつど決定するものとする。

### (附則)

この基本要領は、本日から実施する。

コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入における買入対象先  
選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙1.）に規定する買入対象先（以下「買入対象先」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入対象先の選定基準等

(1) 買入対象先の選定に当っては、買入対象先となることを希望する先を公募するものとする。

(2) 買入対象先については、(1)の公募に応じた者の中から、次に掲げる要件を満たす先を選定する。

イ、本行本店の当座預金取引先であること

ロ、日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること

ハ、自己資本の状況および考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分であると認められること

3. 買入対象先の遵守事項等

(1) 買入対象先の公募に際しては、次に掲げる買入対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、本行のコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入に積極的に応札すること

ロ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ハ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

- (2) 買入対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。
- (3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、買入対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。

## 指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領

### 1. 趣旨

この基本要領は、金融調節の一層の円滑化を図る趣旨から、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2. 買入店

本店（業務局）とする。

### 3. 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経225）に連動するよう運用されるものであること
- (2) 不動産投資法人投資口にあつては、当該投資口を発行する投資法人の債務が、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）に定める適格担保基準を満たすものであること。また、原則として、金融商品取引所において売買の成立した日数が年間200日以上あり、かつ当該金融商品取引所で行われた年間の売買の累計額が200億円以上であること

#### 4. 買入方式

- (1) 本行が、本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として、指数連動型上場投資信託受益権等を買入れる方式とする。
- (2) (1)の受託者は、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。
- (3) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、市場の状況に応じ、本行が定める基準に従って受託者に進捗させるものとする。

#### 5. 買入価格

原則として、金融商品取引所における売買高加重平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

#### 6. 買入限度額

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。
- (2) 不動産投資法人投資口にあつては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%以内であつて、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

#### 7. 買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、受託者に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること

(2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

## 8. 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等について、次の各号に掲げる場合には、これに該当する銘柄の処分を速やかに行うものとする。

イ、買入れた指数連動型上場投資信託受益権等に関し単元未満のものが生じた場合（単元未満である部分の処分に限る。）

ロ、発行済投資口の総数の変動等により、本行の保有する不動産投資法人投資口の銘柄別保有数が、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%を超えた場合（5%を超える部分の処分に限る。）

ハ、金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合

ニ、公開買付けに応じる場合

(2) (1) ニ、に定める場合については、次に掲げる事項を考慮して、受託者に公開買付けへの対応に関するガイドラインを作成させ、受託者に当該ガイドラインの範囲で善管注意義務に従って判断させるものとする。当該ガイドラインは、受託者が本行の個別の指図を求めることなく判断することを前提とするものでなければならない。

イ、本行の保有する当該銘柄の流動性に配慮すること

ロ、当該銘柄を発行する投資法人の価値の向上に配慮すること

(3) (1) による処分以外の場合に、指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う場合は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、この場合には、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、本行が別に定めるところにより選定する受託者（信託銀行に限る。）に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ、本行の損失発生を極力回避すること

ロ、本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

9. 指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末および事業年度末に計上する。

(附則)

1. この基本要領は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」（平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙）の一部改正に関する日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。
2. 4.（3）に定める基準その他この基本要領の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定める。

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の  
受託者選定基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、金融調節に関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙3.）に定める信託の受託者（以下「受託者」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

3. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること

ロ、本行本店の当座預金取引先であること

ハ、銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、

国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4.5%以上、Tier 1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

ニ、基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000 億円以上であること

ホ、選定日を含む年度の前年度の 4 月 1 日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者とするのが不適当でないと認めた場合を除く。）

へ、本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること

(2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても (1) に掲げる要件を満たさなければならない。

(3) 受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても (1) に掲げる要件を満たさなければならない。

#### 4. 信託契約

(1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。

(2) (1) に定める信託契約の契約期間（契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。以下同じ。）は、3 年を超えないものとする。

- (3) (1) に定める信託契約の契約期間の満了時において、指数連動型上場投資信託受益権または不動産投資法人投資口を保有すると見込まれる場合には、あらためて受託者を選定する。

## 5. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに新たな受託者を選定することができる。

- (1) 受託者または再信託の受託者が3. に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

### (附則)

1. この基本要領は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙3.）の実施日から実施する。
2. 3. (1) ハ、に定める自己資本比率は、普通株式等 Tier 1 比率については、平成26年3月30日までの間は3.5%以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間は4%以上とし、Tier 1 比率については、平成26年3月30日までの間は4.5%以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間は5.5%以上とする。

「国債売買基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 売買対象

次の（1）および（2）に掲げる国債とする。

（1）変動利付国債および物価連動国債以外の利付国債~~（発行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く。）~~

（2）変動利付国債および物価連動国債~~（それぞれにつき、発行後1年以内のもののうち発行年限別の直近発行2銘柄を除く。）~~

（附則）

この一部改正は、本日から実施する。

「国債売買における売買対象先選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先の選定頻度

(1) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1)に加えて、売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先  
選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売買対象先の選定頻度

(1) 売買対象先は、原則として年1回の頻度で見直すこととする。

(2) (1)に加えて、売買対象先を追加する選定を随時実施することができるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却における売却  
対象先選定基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 売却対象先の選定頻度

(1) 売却対象先は、原則として年 1 回の頻度で見直すこととする。

(2) (1) に加えて、売却対象先を追加する選定を随時実施することがで  
きるものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

(財務大臣宛認可申請書)

政 策 号

平成 25 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

量的・質的金融緩和の導入に伴い、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可、平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可および平成 24 年 10 月 31 日付財理第 5113 号・金総第 4773 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入れを行う期間

~~指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成25年末までを目途に行い得るものとする。~~ 削除

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) ~~指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は2兆1,000億円程度を限度とする。~~ 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約1兆円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) ~~不動産投資法人投資口の買入残高の総額は1,300億円程度を限度とする。~~ 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約300億円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただしまた、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入

限度とする。

(3) 略 (不変)

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成 25 年 月 日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

量的・質的金融緩和の導入に伴い、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可、平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可および平成 24 年 10 月 31 日付財理第 5113 号・金総第 4773 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書および同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 4. を横線のとおり改める。

4. 買入れを行う期間

~~指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成25年末までを目途に行い得るものとする。~~ 削除

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

- (1) ~~指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は2兆1,000億円程度を限度とする。~~ 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約1兆円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (2) ~~不動産投資法人投資口の買入残高の総額は1,300億円程度を限度とする。~~ 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約300億円に相当するペースで増加するよう行う。またただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただしまた、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入

限度とする。

(3) 略 (不変)